

甘楽町広報

昭和42年4月15日 (毎月15日発行) 第89号【1頁】

発行所 群馬県甘楽町役場
大字小幡甲852
電話(小幡)4番・44番・49番
編集 総務課企画文書係
印刷所 坂本印刷株式会社
1部金3円

4月1日の人口と世帯

世帯数 2,759戸
男 6,765
女 7,141
計 13,906

4月の納税
一、軽自動車税
二、国保税
第一期 年額
税金は期限内におさ
めましょう

念願の庁舎を建設 八千百万円の予算で取組む

三月十一日から開催された臨時町議会は、四月十二年度一般会計予算ほか二十七議案を、決める三月三十日に閉会しました。以下可決した議案は次のとおりです。

42年度一般会計予算

四十二年一度一般会計予算は新庁舎の建設費用に八千百万円、農業構

42年度予算 3億2,600万円



写真は3月11日に開かれた初議会

議会議長に土屋さん 副議長に河原さん選ばれる

二月二十六日の町議会議長の選挙によって当選した二十人の新議員の任期が、三月九日から始まり、今後四年間全住民の注目のなかで、議会活動を行なうことになりました。

その第一回の議事が、三月十一日に役場の会議室でひらかれ、選挙によって議長に土屋勝さん、副議長に河原元二さんが当選しました。また、この議会の会期は、三月三十一日まで決定されました。

議長選挙は、山崎邦太郎議員が臨時議長となつて行なわれました。選任は投票

二月二十六日の町議会議長の選挙によって行なわれ、その結果土屋勝さんの当選が決定しました。これにより、土屋さんが議長に就任のあいさつを述べたあと議員の議席を別記のとおり決定し、次いで会期を三月三十一日までの二十一日間とし、会議録署名議員をそれぞれ決定したあと、副議長選挙を行ないました。この副議長選挙は投票によらず、指名推選によることになりました。その結果、河原元二さんが当選しました。また、十三日に開会された議会で、各常任委員、同正

設置費用に八千百万円、農業構造成善事業費に七千二百百万円と大きな事業費をかかえて、総額で三億二千六百四十万円と当町発足後初めて三億円をこえる大型予算になりました。これは四十一年度予算より一億二百万円の増になります。歳入では、地方交付税、国庫支出金、分担金及び負担金などの増をはじめ、五千三百萬円の町債などが、おもなものです。

特別会計

国民健康保険

会計予算

総額で六千八百万六千円前年度にくらべて五百九十三万円の増です。これは、保険給付費の増によるためです。

農業共済予算

総額で二千七百六十六万六千円です。内訳は、農作物共済勘定二百九十九万三千円、養蚕共済勘定三百九十九万五千円、家畜共済勘定三百四十万四千円、業務勘定六百八十六万四千円です。

副委員長などが、次のように決まりました。(敬称略、算用数字は議席。)

- ◎ 総務常任委員 ④ 清水留吉
- ◎ 建設常任委員 ⑦ 堀川元吉 ⑧ 浅香重信
- ◎ 河原元二
- ◎ 佐保半吾郎
- ◎ 経済常任委員 ⑩ 中野芳男 ⑪ 田中芳男 ⑫ 吉田種作
- ◎ 農林常任委員 ⑬ 山田光金 ⑭ 土屋勝
- ◎ 社会常任委員 ⑮ 田村伊勢松 ⑯ 野中真一
- ◎ 梅沢福次 ⑰ 山崎邦太郎
- ◎ 田村知道

昭和42年度一般会計予算 (単位千円 △減)

歳入	款	前年度		比較
		本予算	年度額	
町	税	48,337	40,169	8,168
臨時	地方交付金	1,000	1,500	△ 500
地方	交付税	75,740	67,399	8,341
分担金及び負担金		22,163	10,854	11,309
使用料及び手数料		5,833	4,300	1,533
国庫	支出金	12,422	9,366	3,056
県	支出入金	65,833	29,152	36,681
財産	収入金	12,100	15,441	△ 3,341
寄附	収入金	9,311	4,862	4,449
繰越	収入金	13,600	8,800	4,800
繰入	収入金	5,800	2,000	3,800
債	収入金	1,001	673	328
歳入合計		326,140	223,156	102,984

歳出	款	前年度		比較
		本予算	年度額	
議	費	5,938	7,076	△ 1,138
務	費	123,780	83,344	40,436
生	費	12,442	10,468	1,974
生	費	6,507	5,470	1,037
働	費	32	32	
農	費	106,749	56,634	50,115
林	費	460	437	23
水	費	30,999	26,106	4,893
産	費	4,136	3,622	514
業	費	24,617	21,800	2,817
工	費	1,777	758	1,019
木	費	8,082	6,913	1,169
防	費	621	496	125
育	費			
復	費			
債	費			
備	費			
歳出合計		326,140	223,156	102,984

町税条例を一部改正

退職所得は分離課税に

三月の町議会で、町税条例の一部が改正されました。改正されたおもな内容は、次のとおりです。

- ① 町民税の申告期日が早まり、三月十五日になりました。
- ② 所得税の確定申告をした者は、町民税の申告をしなくてもよくなりました。
- ③ 退職所得は、一般所得と分離されて課税されることになりました。
- ④ 退職所得は、退職手当を支払う者が退職手当から差し引くことになり、翌月の手当てに納入することになります。

「保育料は」

月八百円に

甘楽町保育所の保育料徴収条例の一部改正。四月一日から保育料がこれまでより六百円から八百円に改まりました。

甘楽町国民健康保険条例の一部改正。国民健康保険運営協議会の委員定数がいままでの十五人から九人に減り、葬祭費の二千円が三千円に改められました。

甘楽町小幡簡易水道使用料等徴収条例の一部改正。使用水道が二カ月につき二十トンスまで三百二十円になり、量水器は二カ月ごとに検針することになりました。

各常任正副委員長

総務常任委員長 松浦要
同 副委員長 清水留吉
同 副委員長 堀井忠一郎
同 副委員長 野中真一

経済常任委員長 吉田種作
同 副委員長 齊藤兵蔵
同 副委員長 田中芳男
同 副委員長 田村伊勢松

農林常任委員長 田村伊勢松
同 副委員長 野中真一

地方債の性格と運用

念願の新庁舎の建設事業は八千百万円の予算で行なわれる予定です。これは町の一般財源と地方債とによってまかされます。庁舎建設のための起債は、四千万円の予定です。この地方債(起債)の性格について、簡単に説明しますと、次のとおりです。

地方債の運用は慎重に。地方債は、自治体の借金の一種ですが、その年度の予算に計上されている支出にあてられるために借り入れ、その年度内に一般歳入で償還するものは「一時借入金」として扱われ、通常地方債というものは翌年度以降に償還するものです。

そこで、地方債の償還にはその年度年度の一般財源をあてるわけですが、しかし、それによって、町の財政が悪化しないよう、地方債の運用は特別慎重にすることがたいせつなわけですが、

起債の要件
そこで、地方債の運用には周到な注意をするよう「地方

就任のあいさつ

合併以後八年を迎え、甘楽町は計画に基づいて着々建設が進められており、このことは、誠に同慶の至りと存じます。議会も、第三期目の一般



議長 土屋 勝

選挙が執行され、三月十一日の初議会において不肖、私が議長に選ばれましたことは誠に身に余る光栄とするところであります。議会に申しあげざるまでもなく地方自治の本旨に則り、議会によって町政の重要事項を審議決定する機関でありますので、その主宰者である議長の職責はきわめて重大であることを痛感いたしております。まことにその器ではありませんが、町

補正されたおもなものは、乗用自動車中古一台購入代、林道改良費、一中体育館便所建築費、耕地災害復旧費などです。

国民健康保険会計

四百五十二万円が補正され、同会計の歳出入予算は五千八百六十七万一千円になりました。補正されたおもなものは、保険給付費の増によるものです。

農業共済会計

七十三万一千円が補正され、同予算の歳出入予算は、二千七百一十一万七千円になりました。補正されたおもなものは、養蚕共済防除補助金などです。

小幡簡易水道会計

十九万四千円が補正され、同予算の歳出入予算は二百三十五万八千円になりました。

財政法で規制し、地方公共団体の歳出は、地方債以外の財源でやることを建て前とするよう強調し、地方債を財源とすることができるところには、八千百万円の予算で行なわれる予定は、その計画が適切かどうかという点で、そのために地方債の許可方針がきびしいわけですが。

町村の地方債は、現在、知事の許可をうけなければならぬことになっております。しかし、知事は自治省の方針とおりやるわけですから、つまり政府の方針にしたがわなければならないわけですが、政府は地方債の現状やその進むべき方向など、町の健全な育成を考慮しながら毎年度、起債方針を明らかにしています。

毎月一日は県民交通安全日

毎月一日は「交通安全の日」です。みんなで正しい交通を行なしましょう。